

市 環 審 第 6 - 10 号

令和 7 年 3 月 17 日

市川市長 田 中 甲 様

市川市環境審議会

会長 熊谷 優子

第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の

策定について（答申）

令和 6 年 7 月 3 0 日付け市川第 20240626-0373 号で貴職から諮問の
あった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次の
とおり答申する。

第三次市川市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)の策定について

答 申

令和 7 年 3 月

市川市環境審議会

近年、異常気象の増加をはじめとして、地球温暖化による被害が世界各地で報告されており、2024 年には世界の気温が観測史上最も暑い 1 年となるなど、依然として地球温暖化による影響は深刻なものとなっています。

そのような中、世界では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて 1.5℃以内に抑えるという目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでいます。また日本でも、2013 年度を基準年度として、2030 年度までに 46%、2035 年度までに 60%の温室効果ガス削減、2050 年度にカーボンニュートラル達成を目標に掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

市川市でも、これまで「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づいて、住宅への省エネルギー対策や再生可能エネルギーの推進、エコライフの普及・促進など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを実施してきましたが、地球温暖化対策をより一層強化すべく、二酸化炭素排出量の大幅な削減に向けて、積極的に取り組んでいくことが求められています。

さて、当審議会では、令和 6 年 7 月に市川市長から「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について」の諮問を受け、市川市における環境課題や、市川市をとりまく社会・経済情勢の変化を踏まえた上で審議を重ね、本答申を取りまとめました。

市川市においては、以下に示す内容を計画の策定に反映し、市民や事業者とともに、市川市がこれまで育んできた環境を保全・創造し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを着実に実行することを強く期待します。

1. 地球温暖化が進行していることに鑑み、市民、事業者、市が危機感を持って取り組めるような基本理念とし、官民連携をこれまで以上に強化して地球温暖化対策に取り組むこと
2. 二酸化炭素削減目標については、短期目標、長期目標だけの設定ではなく、長期目標までの段階的な目標を明確にするための中期目標を定め、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて温暖化対策に取り組むこと
3. 二酸化炭素排出量の削減には市民、事業者の取り組みが不可欠であることから、行動変容につながる施策を重点に置き、一丸となって推進すること
4. 二酸化炭素削減目標を達成できるよう施策ごとに数値目標を定め、各施策の定量的な進捗管理により、効率的に施策を推進すること
5. 現行計画の算出方法では実態と乖離していると想定される産業部門の二酸化炭素排出量について、実態に即した算出により毎年の現状を把握し、二酸化炭素削減目標の達成に向けた、効果的な施策の実施に繋げていくこと